「子どもに対する総合的な支援や権利擁護を定める条例」の制定スケジュール等(案)

【1. 条例制定主旨】

「子どもに対する総合的な支援や権利擁護を定める条例」は、1989 年に国連で採択(日本は1990年9月21日署名、1994年4月22日批准)された国際条約である「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)が保障する子どもの権利をより具体的に分かりやすく定めるとともに、それを保障するための大人の役割や市の取り組みについて定め、条約の理念を基に、将来に渡り、市民と市が一体となって総合的に子どもを支援する姿勢を自治体の法である条例として明らかにするもの。

条例制定後は、当事者である子どもたちをはじめ、広く市民や事業者に周知し、本市の実態に 即した形で、総合的に子どもに関する施策を推進していく。

関連課:文化人権推進課⇒子どもの権利条約の尊重(鎌倉市子ども・子育てきらきらプランより)

【2. 他市の制定状況】

(神奈川県内)

川崎市・相模原市

(県外)

札幌市・滝川市・士別市・函館市・旭川市・青森市・石巻市・秋田市・金沢市・上越市・松本市・日野市・日光市・大田原市・那須塩原市・岐阜市・多治見市・名古屋市・豊田市・名張市・奈良市・東近江市・箕面市・池田市・堺市・宝塚市・尼崎市・明石市・松山市・佐世保市 他

【3. 制定スケジュール】

平成27年3月に策定した鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン(子育て支援事業計画)の5年間の計画期間が平成31年度で終了する。平成32年度からの次期計画の策定、計画への条例掲載等に向けたスケジュールとする。

時 期	会議等	内 容
平成 30 年 2 月 28 日	鎌倉市子ども・子育て会議庁内推進	条例制定の主旨・スケジュール
	委員会	等説明
平成 30 年 3 月 22 日	鎌倉市子ども・子育て会議	同上
平成 30 年 7 月下旬	鎌倉市子ども・子育て会議庁内推進	条例素案提示・意見聴取
	委員会	

平成 30 年 8 月下旬	鎌倉市子ども・子育て会議	同上
平成 30 年 9 月~	幼稚園協会・保育協会・小中学校・	条例素案提示・意見聴取
平成 30 年 12 月	高等学校(児童生徒含む)等 関連団	
	体	
平成 31 年 2 月下旬	鎌倉市子ども・子育て会議庁内推進	関係団体の意見聴取結果報告・
	委員会	意見聴取
平成31年3月下旬	鎌倉市子ども・子育て会議	同上
平成 31 年 4 月~	パブリックコメント	準備・実施・まとめ
平成 31 年 6 月		
平成 31 年 7 月下旬	鎌倉市子ども・子育て会議庁内推進	パブリックコメント結果報告・
	委員会	意見聴取
平成 31 年 8 月下旬	鎌倉市子ども・子育て会議	同上
平成 31 年 12 月	市議会平成 31 年 12 月定例会	条例議案上程
平成 32 年 3 月	次期子ども・子育て支援事業計画	次期計画へ条例掲載
	(鎌倉市子ども・子育てきらきらプ	
	ラン)策定	

※子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法(抜粋)

第七章 子ども・子育て会議等

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会 その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し 必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。